

水銀汚染防止法の施行状況と 動向について

令和3年 2月
経済産業省製造産業局
化学物質管理課

水銀汚染防止法の背景と概要

- 水銀汚染防止法は、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、特定水銀使用製品の製造、新用途水銀使用製品（※）の製造販売の禁止、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等について所要の措置を講じている。
 - 環境省と共管。経済産業省の所管に係る事業における水銀等の使用の許可の申請等を所管。
- ※既存の用途に利用する水銀使用製品として省令に定められていない水銀使用製品。その利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するものである場合は、製造又は販売が可能。

背景

世界規模で水銀対策を行う必要性が認識され、2010年から条約作成のための政府間交渉を開始

我が国がホストを務めた国連環境計画主催の外交会議（於：熊本市、水俣市）において、水銀に関する水俣条約の採択（2013年10月）

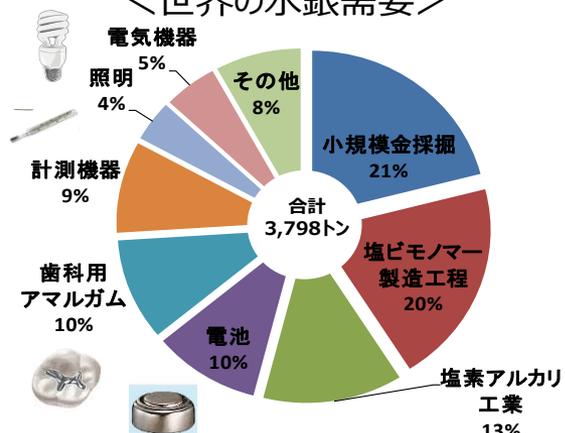
水俣病を経験した我が国として、同条約を早期に締結するとともに追加的措置を講じ、世界の水銀対策に主導的に取り組むことが必要（条約発効日：2017年8月16日）

法律の概要（2015年6月19日公布）

- (1) 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定する。
- (2) 水銀鉱の掘採を禁止する。
- (3) 特定の水銀使用製品について、許可を得た場合を除いて製造を禁止するとともに、部品としての使用を制限する等の所要の措置を講じる。
- (4) 特定の製造工程における水銀等の使用を禁止する。
- (5) 水銀等を使用する方法による金の採取を禁止する。
- (6) 水銀等の貯蔵に係る指針を定め、水銀等を貯蔵する者に対し定期的な報告を求める。
- (7) 水銀含有再生資源の管理に係る指針を定め、水銀含有再生資源を管理する者に対し定期的な報告を求める。
- (8) その他罰則等所要の整備を行う。

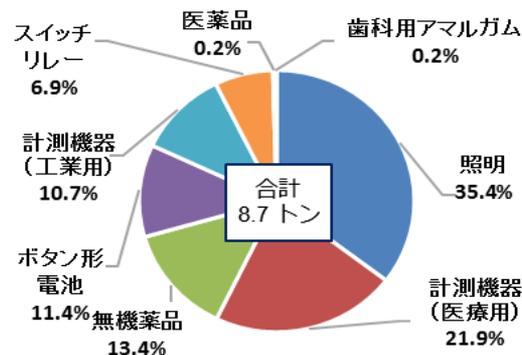
※施行期日：我が国について条約が効力を生ずる日（2017年8月16日）。ただし、(3)は2018年1月1日（第1陣規制）/2020年12月31日（第2陣規制）

＜世界の水銀需要＞



出典：UNEP Technical Background Report to the Global Atmospheric Mercury Assessment (2008)

＜日本の水銀需要＞



（出典：我が国の水銀に関するマテリアルフロー（2010年度ベース、2016年度更新））

水銀に関する水俣条約と国内担保法

環境への排出

水銀の一次採掘

新規採掘の禁止
既存採掘15年で禁止
(条約第3条3)

水銀汚染防止法で措置
(附則で鉱業法改正)
(国内に実態なし)

大気への排出規制

(条約第8条)

大気汚染防止法の一部改正で措置

4年以内に計画作成
新規排出5年で禁止
既存排出10年で禁止

水・土壌への放出規制

4年以内に計画作成 (条約第9条)

水質汚濁防止法で担保済み

排出目録作成

5年以内 (条約第8条7、条約第9条6)

水銀の貿易

水銀の輸出入

原則禁止
(条約第3条
6,8)

外為法等で措置

水銀添加製品の輸出入

2020年に原則禁止
(条約第4条)

外為法等で措置

水銀の使用

水銀添加製品の製造

(条約第4条)

水銀汚染防止法で措置

特定水銀使用製品：
2020年に原則禁止
新用途水銀使用製品：
製造・販売を禁止

水銀の暫定的保管

(条約第10条)

水銀汚染防止法で措置

製造工程における水銀 使用の廃止

(条約第5条)

・特定の製造工程で例えば、
2018年/2025年に使用禁止等
水銀汚染防止法で措置
(国内に実態なし)
・新規工程使用の原則抑制
水質汚濁防止法で担保済み

零細・小規模 金採掘の削減・廃絶

3年以内に計画 (条約第7条)

水銀汚染防止法で措置
(国内に実態なし)

廃棄

水銀廃棄物の管理

(条約第11条)

**<廃棄物処理法上の
廃棄物>**

**廃棄物処理法政省令
改正で措置**

**<廃棄物処理法上の廃
棄物に該当しないもの>**
水銀汚染防止法で措置

汚染された場所

特定・管理・修復 (条約第12条)

**土壌汚染対策法及び水質
汚濁防止法で担保済み**

実施計画

(条約第20条等)

水銀汚染防止法で措置

資金・資金供与の制度(条約第13条)、**能力形成・技術援助等**(条約第14条)、**健康に関する側面**(条約第16条)、**情報の交換**(条約第17条)、**公衆のための情報・啓発及び教育**(条約第18条)、**研究・開発・監視**(条約第19条) 等

水銀法・外為法による経産省関連の水銀規制の動き

- 2017年8月16日の条約発効後、製造、使用、輸出入等の規制制度の運用を順次開始。必要に応じ、省令の改正等、運用の適正化に取り組んでいる。

2018年1月1日 特定水銀使用製品**第1陣**の規制を開始(製造・組込・輸出入の禁止)

《第1陣》水銀電池（特定のものを除く）、特定の一般照明用蛍光ランプ、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ・外部電極蛍光ランプのうち特定のもの、化粧品、防除用薬剤（特定のものを除く）

※環境省と経済産業省の合同審議会において「個別の製品品目ごとに、・・・廃止期限の前倒し（水俣条約における期限より早い時期の廃止）を検討すべき」との方針が示されたことから、業界における水銀削減の自主努力、水銀代替の技術動向等に配慮しつつ、同合同審議会で検討した結果、一部の品目は第一陣規制として条約の廃止期限に前倒して規制が開始された。

2019年2月18日 水銀等の貯蔵ガイドライン・水銀含有再生資源の管理ガイドラインの改正版を公表

2019年3月 水銀法Q&Aの改訂

2019年10月 経産大臣を主務大臣とする特定水銀使用製品規制手引きを改訂

2020年12月31日 特定水銀使用製品**第2陣**の規制を開始(製造・組込・輸出入の禁止)

《第2陣》ボタン形アルカリマンガン電池、スイッチ・リレー、一般照明用高圧水銀ランプ、マーキュロクロム液（赤チン）、非電気式の気圧計・湿度計（特定のものを除く）・圧力計（特定のものを除く）・温度計（特定のものを除く）・血圧計

2022年 水銀法の施行後5年を経過することから、この法律の施行の状況について検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずる予定

水銀スイッチ・水銀リレーの規制について

スイッチ

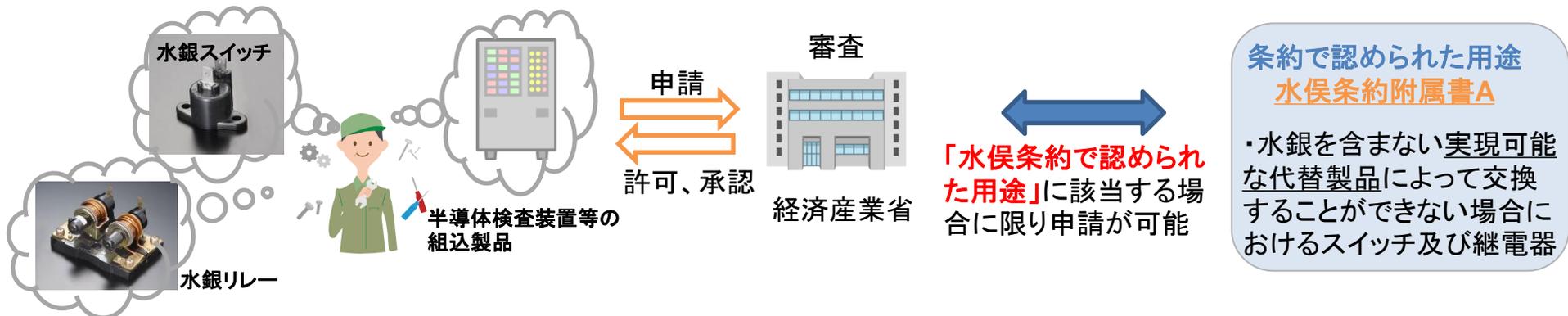


リレー



- 水銀スイッチ・水銀リレーが2020年12月31日から規制開始
- 2021年秋の締約国会議（COP4）開催に向けて関係業界等と連携の必要

➤ 水銀スイッチ・水銀リレーの製造、組み込み、輸出入に係る承認申請



➤ 水銀スイッチ・水銀リレーは半導体検査装置等の産業用機械で多く使用されている

<水銀スイッチ・リレーの特徴>

スイッチング動作の安定性が高い

- ・接触抵抗（それに伴うノイズの発生）が低い
- ・バウンス（接点閉時の微小振動）が発生しにくい



<水銀スイッチ・リレーの使用例>

- ・半導体検査装置
- ・静電気ノイズ試験器



阪和電子工業(株)HPより

➤ 2021年10～11月開催のCOP 4（水俣条約締約国会合）

- ・ 現在、専門家会合において、附属書Aに記載された品目について、用途や水銀を含まない代替製品の有無等について加盟国が情報提供を行っているところ。
- ・ 今後COP4に向けて、より具体的な交渉に入っていくことから、関係業界等との連携が必要。